徳島県規則第63号

徳島県立産業観光交流センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島県立産業観光交流センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立産業観光交流センター管理規則（平成５年徳島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表第１」を「別表」に改める。

第３条第１項を次のように改める。

条例第７条の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者（第１号において「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により、条例第３条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に申請しなければならない。

⑴　申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、利用の目的、利用期間その他必要な事項（次号において「住所及び氏名等」という。）を記載した申請書を指定管理者に提出する方法

⑵　指定管理者の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して住所及び氏名等を入力することにより行う方法

第３条第２項中「申請書」を「規定による申請（以下「利用の許可の申請」という。）」に、「提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項第１号を次のように改める。

⑴　利用の許可の申請に係る施設等に多目的ホールを含む場合　利用しようとする日（その日が引き続き２日以上に及ぶときは、その初日。以下「利用日」という。）から起算して１年前（コンサート、プロスポーツ等の興行、国際会議その他の指定管理者が定める目的で利用しようとする場合は、３年前）の日の属する月の初日から利用日の前日から起算して１月前の日までの間で、利用の許可の決定の方法に応じて指定管理者が定める期間

第４条中「文書で」を「文書その他指定管理者が定める方法により」に改める。

第６条第１項中「別表の」を「別表第１の」に、「別表第１」を「別表」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「納入通知書」の次に「その他知事が定める方法」を加え、同項の表利用の許可に係る施設等に多目的ホールを含む場合の項中「得た額」の次に「（利用日から起算して６月前の日の属する月の初日以降に利用の許可の申請を行った場合にあっては、使用料の全額）」を加え、「14日前」を「３月前の日」に改め、同表利用の許可に係る施設等に多目的ホールを含まない場合の項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第３項を同条第２項とし、同条第４項中「駐車場」を「条例第10条第２項の規定により徴収する駐車場（指定管理者が駐車場として利用に供する場合の多目的広場を含む。以下同じ。）」に、「駐車の前に、現金」を「駐車場から自動車を出場させる際に、現金その他知事が定める方法」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とする。

別表第１白布の項中「50円」を「６４０円」に改め、同表音響反射板の項、ひもうせんの項、地がすりの項、しゃ幕の項、スモークマシンの項、スライド映写機Ａの項、スライド映写機Ｂの項、スライド映写機Ｃの項、オーバーヘッドプロジェクターの項、テープレコ

ーダー（オープンタイプ）の項、ミニディスクプレーヤーの項、レコードプレーヤーの項、スポットライト（２キロワット）の項、カッターライトの項、波エフェクトの項、ストリップライト（12灯用）の項、ストリップライト（６灯用）の項、レールライトの項、テニスコート設備の項、バレーボールコート設備の項、得点表示板の項、バスケットボール用設備の項、ポケットベルの項、伸縮スケーリングタワーの項、ビデオプロジェクターの項及び同時通訳設備の項を削り、同表の備考第１項中「、興行以外の用途に利用する場合の多目的ホール」を削り、同備考に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず、白布に係る「１回」とは、当該白布を利用する催物の開始から終了までの間の利用をいう。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和８年徳島県条例第27号）の施行の日から施行する。ただし、第３条及び第４条の改正規定、第６条第３項の改正規定（同項を同条第２項とする部分を除く。）並びに附則第３項の規定は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に利用の許可を受けている用具の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　附則第１項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用の許可を受けている施設等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。